

防府市地域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱

令和6年5月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業資源リノベーション事業実施要領（令和6年5月20日付け令6農業振興第298号）に基づく地域農業資源リノベーション事業（以下「事業」という。）に係る市の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 補助金の支援対象者は次のいずれかによるものとする。

(1) 原則、事業実施年度に認定新規就農者又はそれに準ずる者（新規就農者に関する調査実施要領（平成19年2月26日付け平19農業経営第1466号）に基づく調査対象となる新規就農者）であること。

(2) 原則、事業実施年度に新規就業者（65歳未満及び年間農業従事日数150日以上）1名以上と正規の雇用契約等を締結した農地所有適格法人等。原則として雇用保険、労働者災害補償保険に加入させることとする。ただし、農事組合法人の構成員として受け入れた場合については、この限りではない。

(3) 遊休資産を利活用して規模拡大する取組の実証の受け皿として波及効果が高いと市長が判断した認定農業者等の既存の担い手

(4) 農業団体（全国農業協同組合連合会（ただし、県域を事業対象地域とする場合に限る。）、農業協同組合等）とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率等は別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする支援対象者は、補助金交付申請書（第1号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 支援対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のう

ち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を支援対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業変更の承認）

第6条 支援対象者は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨支援対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 第5条第1項の規定による通知を受けた支援対象者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業の中止又は廃止）

第8条 支援対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（着工）

第9条 着工は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただ

し、支援対象者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（第3号様式）を市長に提出するものとする。この場合においては、支援対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 支援対象者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

（工事等の完了）

第10条 支援対象者は、機械の納入や施設の完成等により工事が完了した場合には、速やかにその旨を竣工届（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

（概算払請求）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 支援対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 支援対象者は、遂行状況報告書（第7号様式）を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、補助金概算払請求書の提出があった場合は、これにかえることができるものとする。

（事業完了）

第13条 支援対象者は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書により交付申請を行った支援対象者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書により交付の申請を行った支援対象者は、第1項の事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額

した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第9号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定により通知を受けた支援対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第16条 補助金の交付を受けた支援対象者は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、支援対象者に対し報告を求め、第22条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第18条 市長は、支援対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該支援対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、支援対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が概算払により交付されているときは、当該支援対象者に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第19条 支援対象者は、当該補助事業に係る会計と他の補助事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(財産の管理等)

第20条 支援対象者は、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

2 支援対象者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間に準じて、機械・施設等の処分等（当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を設定しなければならない。

3 支援対象者は、機械・施設等の管理状況を明確にするため処分制限期間を記載した財産管理台帳（第10号様式）を備え置かなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 支援対象者は整備した機械・施設等について、前条第2項で設定した処分制限期間内に、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 支援対象者は、処分制限期間内に、整備した機械・施設等が天災その他の災害による被害を受けた場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

3 支援対象者は、処分制限期間内に、整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用の規模若しくは方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等をしようとする場合は、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第22条 支援対象者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

実施種目	事業実施細目	支援対象者要件・補助対象要件		補助率	重要な変更
遊休資産の利活用	遊休資産を利活用して営農拡大する取組の実証経費を支援	1 支援対象者要件		2 / 3 以内	1 事業の廃止 2 事業費の30%を超える増減又は補助額の増 3 市長が必要と認める事業内容の変更等
		(1) 防府市が策定する地域農業資源リノベーション事業実施計画に位置付けられていること。			
		(2) 取組内容に応じて、目標年度までに以下の規模の営農を拡大すること。			
		取組内容	営農拡大面積		
		施設及び機械の改修	主穀：1 ha 以上、露地野菜・露地花き：概ね 30a 以上、露地果樹：概ね 10a 以上、施設園芸：概ね 3 a 以上		
	1 中古農業用施設の改修	※育苗用のものについては、その受益面積（本ば）とする。 ※施設園芸については、事業実施年度に本事業により拡大する施設面積とする。			
	2 中古農業用機械の改修	2 補助対象要件			
		原則として、県内生産者が使用していた遊休資産を事業実施年度に取得し、改修する場合に限る。			
		取組内容	経費区分	要件	
		施設改修	1 農業用施設を改修する経費 2 農業用施設を移設(解体・運搬・設置)する経費	各経費について次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 残存法定耐用年数が2年未満であること 2 既存の施設の代替として修繕（再整備）するものではないこと 3 補助対象のうち概ね4割以上は古品古材を使用すること 4 上限事業費 15,000 千円/支援対象者 5 原則として3月10日までに竣工できるものに限る	
		機械改修	営農開始又は規模拡大に必要な農業用機械の修繕経費	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 残存法定耐用年数が2年未満であること 2 支援対象者の既存機械の同規模更新となる機械	

			等	ではないこと 3 上限事業費 1,500 千円/支援対象者 4 原則として 3 月 10 日までに竣工（納品）できる ものに限る		
		3 対象品目 防府市が生産拡大を支援するすべての品目とする。				

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業補助金交付申請書

年度地域農業資源リノベーション事業を下記のとおり実施したいので、防府市地域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の内容

事業内容 (機械等名、規模、 台数等)	工期		農業機械等の保管・設置・施工場所
	着工 (予定)年月日	竣工 (予定)年月日	

2 事業計画

(別に定める様式に従って記入すること。)

3 総事業費及び負担区分

(単位：円)

総事業費	負担区分		
	市	自己負担	その他

4 事業完了予定年月日

年 月 日

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった地域
農業資源リノベーション事業の実施については、下記のとおり変更したいので、防府市地
域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、関係書類を添えて
申請します。

記

※ 関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比
較対照できるよう両者を二段書きすること。

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業交付決定前着工届

年度地域農業資源リノベーション事業実施計画書に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、支援対象者が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	総事業費 (円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業着工届

年度地域農業資源リノベーション事業実施計画書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

事業内容 (機械・施設名等)	
総事業費 (円)	
着工場所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

(第5号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業に係る竣工届の提出について

年度地域農業資源リノベーション事業実施計画書に基づく事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種目 事業実施細目	
支援対象者	
事業内容	
総事業費（円）	
着工年月日	
工事完了年月日	

※工事請負業者等からの完了届等の写しを添付すること。

(第6号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業補助金概算払（精算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった補助金について、防府市地域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱第11条第2項（第15条）の規定に基づき、下記のとおり概算払（精算払）により交付されるよう請求します。

記

（単位：円）

事業名	総事業費	市費補助金	既受領額	今回請求額	残 額

(第7号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの
ことについて、防府市地域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱第12条の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

事業名	総事業費	事業の遂行状況			
		月 日までに 完了したもの		月 日以後 実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日

(第8号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所

氏名

年度地域農業資源リノベーション事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、防府市地域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

(注) 記の記載方法は、第1号様式に準ずるものとする。

※ 支出の内容が判る証拠書類の写しを添付すること。

(第9号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった
地域農業資源リノベーション事業補助金について、防府市地域農業資源リノベーション事業補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。

(第10号様式)

財 産 管 理 台 帳

支援対象者名 _____

事業実施年度					年度		補助金名			地域農業資源リノベーション事業補助金							
事業 種類	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	支援 対象者	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業 量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
									国庫 補助 金	県 費	市 費	そ の 他					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。